

2026年4月1日

「法令等遵守責任者等資格試験」の創設について

生命保険協会（会長：高田 幸徳 住友生命保険社長）は、「法令等遵守責任者等資格試験」を創設いたしましたのでお知らせいたします。

昨今の損害保険業界における保険金不正請求事案や保険料調整行為事案などを踏まえ、「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」が開催され、2024年12月25日に報告書が公表されましたが、本報告書では、大規模乗合代理店に対し、法令上の体制整備義務を強化することが適切であり、法令等遵守責任者および統括責任者を設置し、これらの者に一定の資格要件を求めることとした上で、そのための試験制度を新設することが提言されました。

本提言を踏まえた「保険業法施行規則」および「保険会社向けの総合的な監督指針」が2026年3月30日に改正され、2026年6月1日に施行されます。

これらを受けて、当会は、特定大規模乗合生命保険募集人（保険業法施行規則第53条の13に規定）が設置する法令等遵守責任者（保険業法施行規則第215条の4第1項第1号に規定）および統括責任者（保険業法施行規則第215条の4第1項第2号に規定）としての能力を有することを証する資格を取得しようとする方に対して、別紙のとおり、「法令等遵守責任者等資格試験」を創設いたしました。

本試験は、本年6月から試験を開始いたしますが、申込開始時期、受験手数料等については後日改めて公表いたします。

以 上

【別紙】生命保険協会 法令等遵守責任者等資格試験

※2026年4月現在

○生命保険協会が実施する法令等遵守責任者等資格試験を、2026年6月1日より開始（試験申込開始日は後日公表予定）

実施方法	○CBT試験で、毎月（通年）、全国各地の会場で実施
受験資格	○法令等遵守責任者、統括責任者いずれの資格を取得される方も本試験を受験 ○受験に必要な資格や受験回数の制限はなし
試験時間	○60分
出題範囲	○内部管理・内部統制、保険募集規制（当会のガイドラインを含む）に関する内容から出題 ※当会のガイドラインは受験時にPC上で閲覧可能
合格基準	○100点満点中の70点以上が合格 ※試験日の翌営業日までに作成されるスコアレポートで点数を確認
テキスト	○デジタルブック形式で提供（冊子販売はなし） ※デジタルブックの提供開始時期や閲覧に必要なID・PWは保険会社から案内
受験手数料 テキスト代	※未定
特定大規模乗合 生命保険等 の法令等 の遵守資 格の確 認	【資格取得日】 ○合格日（受験日） 【更新制】 ○5年毎の更新制 ※有効期間（資格取得日の5年6か月後の応当日の属する月の末日）満了までに、本試験を再度受験し合格する必要あり 【資格情報の管理】 ○生命保険代理店自己点検ウェブシステムにて代理店および生命保険会社の双方が確認可能